

# 雫石町消防団ビジョン（案）

令和7年12月  
雫石町

## 目次

第1章 総則	P1
1 ビジョンの趣旨	P1
2 雫石町消防団ビジョンの位置づけ	P1
3 雫石町消防団ビジョンの期間	P1
第2章 町の状況	P2
1 町の概要	P2
2 町の将来推計	P4
第3章 消防団の状況	P6
1 消防団とは	P6
2 雫石町消防団の概要	P6
3 雫石町消防団の組織体制	P7
4 雫石町消防団の服務	P10
5 雫石町消防団員数	P11
6 消防施設の現状	P13
第4章 消防団を取り巻く課題	P16
1 団員数の減少	P16
2 施設の老朽化	P18
3 多発する自然災害	P19
第5章 消防団の将来像	P20
第6章 将来像を実現するための取り組み	P21
取り組み方針1 団員の確保と団組織の運営	P22
取り組み1 団員確保の取り組み	P22
取り組み2 持続可能な組織体制	P24
取り組み方針2 団員の消防技術、地域防災力の向上	P28
取り組み1 消防技術の向上	P28
取り組み2 地域防災力の向上	P29
取り組み方針3 消防施設等の計画的な整備	P30
取り組み1 屯所整備方針	P30
取り組み2 車両整備方針	P31
取り組み3 装備品整備方針	P33

# 第1章 総則

## 1 ビジョンの趣旨

雫石町消防団は、昭和30年の団発足以降、消火活動のみならず、風水害への対応、捜索活動、演習訓練等、活動は広範囲にわたっており、住民の安全・安心を守る中心的な担い手として、強い使命感のもと、非常勤の公務員として、自身の生業と両立させながら日夜献身的に活動しています。

今後起こりうる災害に対する備えや、減災への取り組みを実施していくには、地域防災力を強化していくことが重要となり、その中核をなす消防団の存在は重要なものとなっています。

住民の安心・安全のために地域防災の要である消防団を将来にわたり維持していくため、雫石町消防団の目指すべき将来像・役割を明確にした上で、消防団の受け継いできた長い歴史と伝統を継承しつつ、団員の安全を確保しながら活動しやすい体制づくりを行い、多様化する災害にも対応していく必要があることから、今後の消防団の方向性を定める「雫石町消防団ビジョン」を策定するものです。

## 2 雫石町消防団ビジョンの位置づけ

雫石町消防団ビジョンは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的や基本理念を反映し、雫石町の最上位計画である「第三次雫石町総合計画」に対応する中期的な指針として位置づけます。

## 3 雫石町消防団ビジョンの期間

雫石町消防団ビジョンは、毎年度方針の主旨に基づいて必要に応じて見直しすることとし、総合計画改訂の時期には、総合計画の策定専門部会委員からの消防団に求める役割などの意見を伺いながらビジョンの見直しを行います。ビジョンの期間は10年を目安とし、ビジョン検討協議会による改訂を行っていきます。

雫石町総合計画改訂時期（第三次雫石町総合計画より）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第三次 雫石町 総合計画	<b>基本構想 8年</b>							
	<b>前期基本計画 4年</b>				<b>後期基本計画 4年</b>			
各個別計画	<b>個別計画</b> ※計画により期間や始期・終期が異なる。							

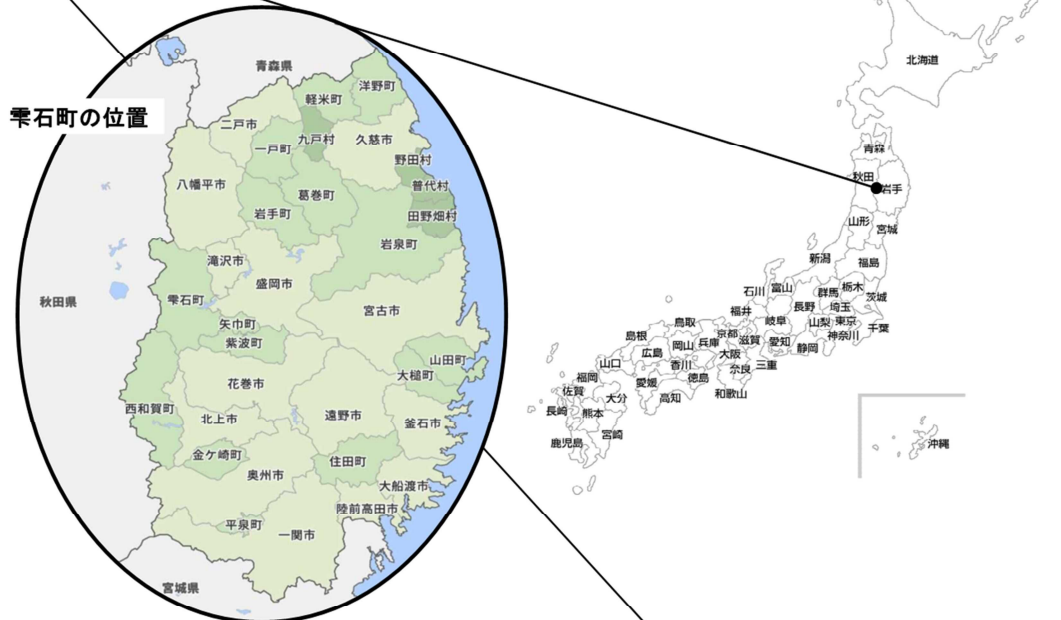
## 第2章 町の状況

### 1 町の概要

町の広がり

面積	広ぼう		北緯	東経
	東西	南北		
608.82km <sup>2</sup>	24km	40km	39度31分～53分	140度46分～141度03分

雫石町の位置



#### < 位置地勢 >

雫石町は、東経140度46分～141度03分、北緯39度31分～39度53分にあり、北東北地方の拠点都市である県都盛岡市の西方約16kmに位置している。東は、滝沢市、盛岡市に接続し、西は奥羽山系の山々を境に仙北市(秋田県)に接し、南は矢巾町、紫波町、西和賀町及び花巻市とそれぞれ連山を境界に、北は岩手山鬼ヶ城稜線を境として八幡平市に接している。その広がりはおよそ東西24km、南北40kmで総面積608.82km<sup>2</sup>と広大であり、奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域である。

地勢は、秀峰岩手山をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており、標高300m以上が総面積の約80%に達している。また、山麓部には広大な傾斜地が開かれ、天然林、牧野、田畑がのどかな田園風景をつくりだし、田、畑の耕地は、葛根田川、雫石川、南川の三河川流域に展開している。

●雫石町



Shizukuishi DATABOOK2024より

## 固定資産概要調書による土地利用状況

(単位：ha)

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成22年	60,901	4,180	1,912	640	43,773	830	858	8,708
23年	60,901	4,179	1,912	639	43,778	830	858	8,705
24年	60,901	4,178	1,912	640	43,784	829	855	8,703
25年	60,901	4,178	1,912	638	43,786	828	857	8,702
26年	60,901	4,174	1,911	641	43,290	823	861	9,201
27年	60,882	4,170	1,910	642	43,278	813	862	9,207
28年	60,882	4,169	1,909	641	43,272	812	867	9,212
29年	60,882	4,156	1,899	638	43,304	816	870	9,199
30年	60,882	4,148	1,880	638	43,300	828	871	9,217
令和元年	60,882	4,140	1,871	643	43,300	840	875	9,213
2年	60,882	4,122	1,856	647	43,345	855	879	9,178
3年	60,882	4,114	1,843	648	43,344	861	882	9,190
4年	60,882	4,102	1,817	652	43,359	868	888	9,196
5年	60,882	4,099	1,809	651	43,300	872	889	9,262

Shizukuishi DATABOOK2024より

## 2 町の将来推計

### (1) 人口推計

将来の男女5歳階級別推計人口（2020年は国勢調査による実績値）

雫石町

男女計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	15731	14210	12929	11668	10429	9229	8112
0～4歳	430	312	253	222	194	181	158
5～9歳	522	466	335	270	237	207	192
10～14歳	632	509	470	336	272	238	208
15～19歳	608	544	456	420	301	242	212
20～24歳	458	366	391	327	301	214	172
25～29歳	499	359	324	342	283	260	185
30～34歳	593	454	340	309	324	267	244
35～39歳	788	582	455	340	310	324	267
40～44歳	874	783	574	447	332	305	318
45～49歳	1004	839	784	575	448	333	306
50～54歳	961	987	828	773	568	441	328
55～59歳	1068	963	985	828	774	568	442
60～64歳	1215	1050	956	979	825	772	567
65～69歳	1469	1173	1014	925	949	802	753
70～74歳	1432	1377	1120	971	886	913	771
75～79歳	1003	1343	1272	1044	910	833	861
80～84歳	959	822	1163	1110	922	808	743
85～89歳	773	687	615	885	857	724	641
90～94歳	352	448	400	366	541	533	465
95歳～	91	146	194	199	195	264	279
(再掲) 0～14歳	1584	1287	1058	828	703	626	558
(再掲) 15～64歳	8068	6927	6093	5340	4466	3726	3041
(再掲) 65歳以上	6079	5996	5778	5500	5260	4877	4513
(再掲) 65～74歳	2901	2550	2134	1896	1835	1715	1524
(再掲) 75歳以上	3178	3446	3644	3604	3425	3162	2989

年齢別割合（0～14歳：％）	10.1	9.1	8.2	7.1	6.7	6.8	6.9
年齢別割合（15～64歳：％）	51.3	48.7	47.1	45.8	42.8	40.4	37.5
年齢別割合（65歳以上：％）	38.6	42.2	44.7	47.1	50.4	52.8	55.6
年齢別割合（65～74歳：％）	18.4	17.9	16.5	16.2	17.6	18.6	18.8
年齢別割合（75歳以上：％）	20.2	24.3	28.2	30.9	32.8	34.3	36.8

総人口指数（2020年＝100）	100.0	90.3	82.2	74.2	66.3	58.7	51.6
------------------	-------	------	------	------	------	------	------

国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口より（2023）

令和17（2035）年には、町の人口が11,668人まで減少する推計となっています。65歳以上割合は47.1%まで上昇し、高齢化することが予想されています。

## (2) 財政見通し

[単位: 百万円、%]

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		
	決算額	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
自主財源	町 税	2,096	2,035	△ 2.9	2,101	3.3	2,108	0.3	2,114	0.3	2,120	0.3
	その他収入	1800	1,551	△ 13.8	1,363	△ 12.1	1,570	15.2	1,441	△ 8.2	1,749	21.4
	小 計	3,896	3,586	△ 8.0	3,464	△ 3.4	3,678	6.2	3,555	△ 3.3	3,869	8.8
依存財源	地方交付税	4,027	3,956	△ 1.8	3,960	0.1	3,964	0.1	3,968	0.1	3,972	0.1
	譲与税金・交付金	720	789	9.6	729	△ 7.6	729	0.0	729	0.0	729	0.0
	国・県支出金	2,146	2,267	5.6	1,660	△ 26.8	1,690	1.8	1,660	△ 1.8	1,700	2.4
	町 債	650	890	36.9	749	△ 15.8	711	△ 5.1	560	△ 21.2	780	39.3
	小 計	7,543	7,902	4.8	7,098	△ 10.2	7,094	△ 0.1	6,917	△ 2.5	7,181	3.8
歳入合計	11,439	11,488	0.4	10,562	△ 8.1	10,772	2.0	10,472	△ 2.8	11,050	5.5	

[単位: 百万円、%]

経費区分	性質別区分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		決算額	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
經常的経費	人件費	1,847	1,940	5.0	1,959	1.0	1,979	1.0	1,999	1.0	2,019	1.0
	扶助費	1,463	1,352	△ 7.6	1,314	△ 2.8	1,318	0.3	1,322	0.3	1,326	0.3
	公債費	1,020	926	△ 9.2	876	△ 5.4	948	8.2	984	3.8	1,327	34.9
	物件費	1,677	1,650	△ 1.6	1,750	6.1	1,800	2.9	1,630	△ 9.4	1,630	0.0
	維持補修費	462	467	1.1	472	1.0	476	1.0	481	1.0	486	1.0
	補助費等	1,673	1,650	△ 1.4	1,555	△ 5.8	1,560	0.3	1,564	0.3	1,569	0.3
	小 計	8,142	7,985	△ 1.9	7,926	△ 0.7	8,081	2.0	7,980	△ 1.2	8,357	4.7
その他経費	積立金	785	620	△ 21.0	448	△ 27.7	498	11.2	498	0.0	498	0.0
	投資・出資・貸付金	152	150	△ 1.3	150	0.0	150	0.0	150	0.0	150	0.0
	繰出金	896	900	0.4	905	0.5	909	0.5	914	0.5	918	0.5
	小 計	1,833	1,670	△ 8.9	1,503	△ 10.0	1,557	3.6	1,562	0.3	1,566	0.3
投資的経費	普通建設費	1,183	1,633	38.0	865	△ 47.0	921	6.5	714	△ 22.5	925	29.6
	災害復旧費	1	2	100.0	0	-	0	-	0	-	0	-
	小 計	1,184	1,635	38.1	865	△ 47.1	921	6.5	714	△ 22.5	925	29.6
歳出合計	11,159	11,290	1.2	10,294	△ 8.8	10,559	2.6	10,256	△ 2.9	10,848	5.8	
歳入歳出差引額	280	198		269		212		216		202		

※百万円単位で表示調整しているため、小計及び合計、伸率が一致しない場合があります。

[単位: 百万円、%]

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
財政調整基金 年度末残高	2,268	2,161	△ 4.7	2,081	△ 3.7	2,031	△ 2.4	1,981	△ 2.5	1,931	△ 2.5
町債年度末残高	8,159	8,142	△ 0.2	8,037	△ 1.3	7,828	△ 2.6	7,436	△ 5.0	6,923	△ 6.9

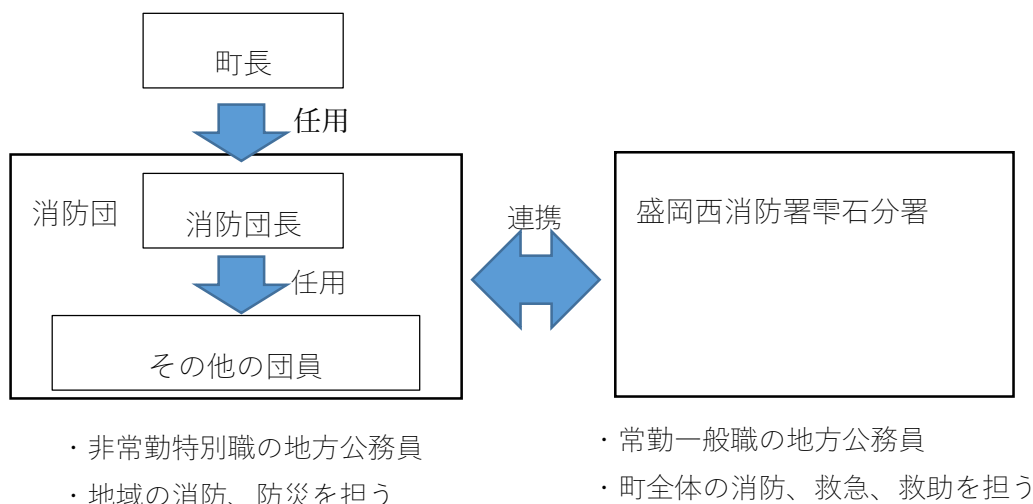
雫石町財政見通し（令和6年10月策定）より

雫石町は、歳入の約7割を国・県等からの財源に依存しています。また、歳出は經常的経費が約8割となっているとともに、町の貯金である財政調整基金残高が減少していくことから、より堅実な財政運営を求められています。

## 第3章 消防団の状況

### 1 消防団とは

消防団は、「消防組織法」に基づき、「雫石町消防団の設置等に関する条例」によって設置される非常勤の消防機関であり、その構成員である消防団員は、別に生業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消防活動を行っています。消防団の構成員は大半が地域住民であるため、地域の理解と協力が得られなければ消防団組織の存続そのものが困難となります。



### 2 雫石町消防団の概要

雫石町消防団は、条例定数を367人として、各地域において分団を編制し、多様な活動を担っています。

令和6年4月1日現在

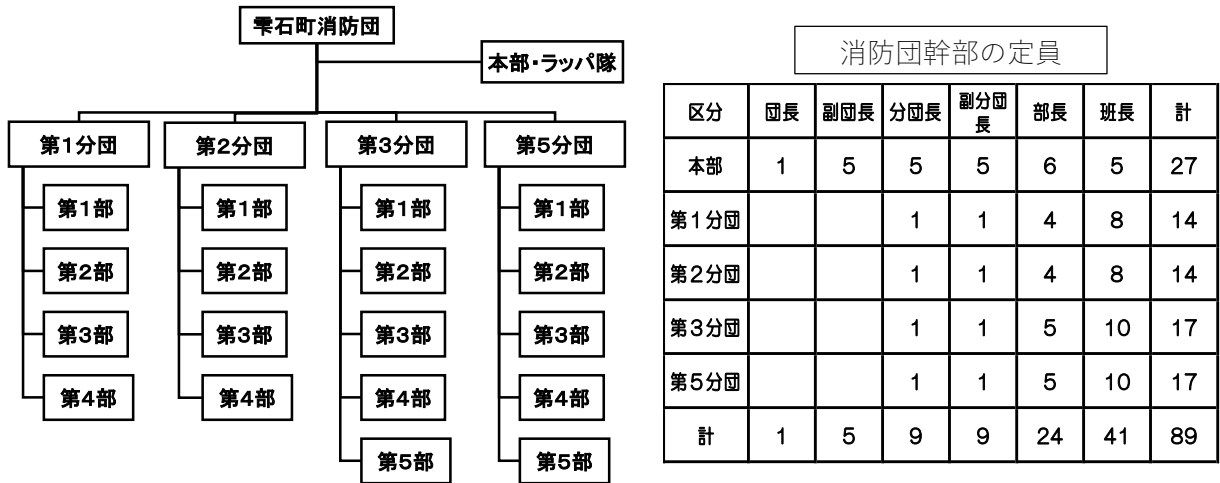
実員	254人
定年	なし
平均年齢	44.7歳（機能別を除く）

#### 任用条件

- ・町内に居住または勤務している人
- ・18歳以上の人
- ・志操堅固で身体強健な人

### 3 雫石町消防団の組織体制

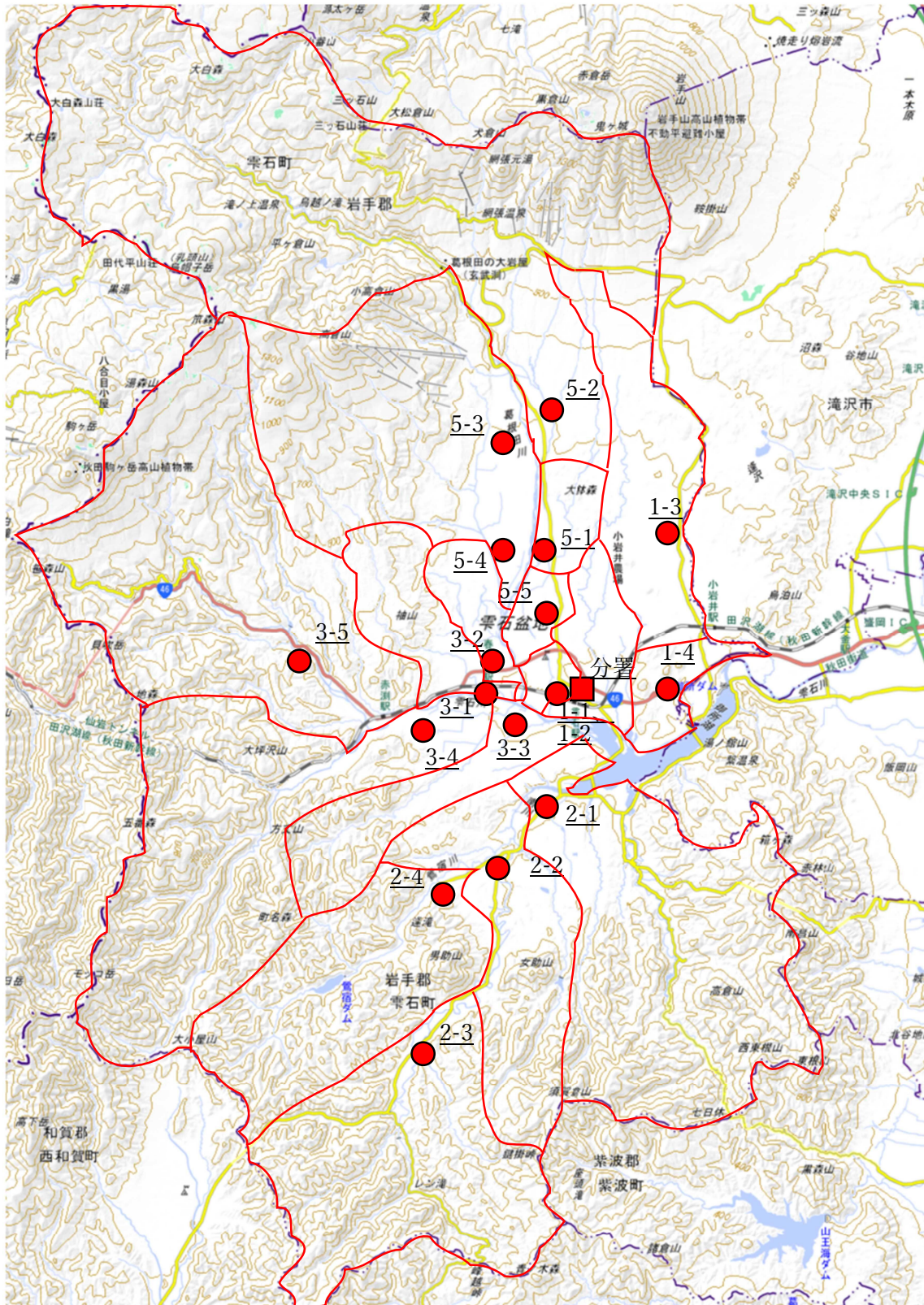
雫石町消防団は、本部・ラッパ隊と4分団18部で組織されています。



分団	部	管轄
第1分団 雫石地区 (約 37 km <sup>2</sup> )	第1部	高前田一区、高前田二区、林、上町一、上町二、上町三、中町一、中町二、中町三、雫石谷地 (約 2.88 km <sup>2</sup> )
	第2部	下町一、下町二、下町三、下町四、駅前、長根、晴山、中沼、陽和郷 (約 8.6 km <sup>2</sup> )
	第3部	七ツ森・丸谷地、小岩井 (約 25.5 km <sup>2</sup> )
	第4部	東町、板橋、黒沢川、元御所 (約 8.5 km <sup>2</sup> )
第2分団 御所地区 (約 190 km <sup>2</sup> )	第1部	片子沢、天戸、安庭、籬野、町場、九十九沢、矢櫃 (約 68.1 km <sup>2</sup> )
	第2部	赤滝、外柵沢、柵沢、矢用 (約 30.2 km <sup>2</sup> )
	第3部	馬場、大村、男助 (約 59.3 km <sup>2</sup> )
	第4部	鶯宿 (約 32.2 km <sup>2</sup> )
第3分団 御明神地区 (約 181 km <sup>2</sup> )	第1部	下春木場、上春木場、和野、上和野、上野沢 (約 12.9 km <sup>2</sup> )
	第2部	横欠、土橋、岩持、御明神谷地、下川原 (約 7.3 km <sup>2</sup> )
	第3部	天川、中南、中島、黒沢、まがき (約 18.2 km <sup>2</sup> )
	第4部	滝沢、南、天瀬 (約 55.0 km <sup>2</sup> )
	第5部	橋場、安栖、小赤沢、山津田 (約 87.4 km <sup>2</sup> )
第5分団 西山地区 (約 193 km <sup>2</sup> )	第1部	六区、七区、八区 (約 6.9 km <sup>2</sup> )
	第2部	網張、盆花、極楽野、五区 (約 130.7 km <sup>2</sup> )
	第3部	篠崎、駒木野 (約 19.4 km <sup>2</sup> )
	第4部	上西根、八丁野、西根谷地、上駒木野、葛根田 (約 28.1 km <sup>2</sup> )
	第5部	野中、小松、林崎、西山谷地 (約 7.3 km <sup>2</sup> )

以下、各分団各部の表記を、「○(分団)-○(部)」と省略して表示する場合があります。

分団区域図  
 地理院地図  
 GSI Maps



出典：国土地理院 電子国土 Web



#### 4 雫石町消防団の服務

消防団活動は、火災現場での消火活動をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎよなどさまざまです。

特に火災にあっては、日頃から火災通報の受信体制をとり、通報があれば雫石分署と連携して水利の確保や消火活動を迅速に行い、被害の最少化を図ります。建物火災や車両火災、原野火災、その他火災など、火災の様態によって隊の出動基準があり、効率的な運用を行っています。

また、平常時の活動として、火災予防広報、地域における防火・防災指導など災害活動以外においても、幅広い活動を行っています。特に火災予防広報は定期的に行い、住民の防火意識向上を図っています。

雫石町消防団は、上記活動を担う基本団員と、基本団員が行う災害対応を補完する役割として機能別団員がいます。

団員の活動に対し、報酬が個人に支給されます。報酬は、年額報酬と出動報酬があり、機能別団員には年額報酬はありません。また、旅費の支給もあります。消防団員は非常勤の公務員であることから、公務災害補償の対象となります。基本団員には要件に応じて退職報償金が支給されます。

	年額報酬	出動報酬	公務災害補償	退職報償金
基本団員	あり	あり	あり	あり
機能別団員	なし	あり	あり	なし

消防団員の年額報酬

階級	報酬額
団長	175,000円
副団長	119,000円
分団長	111,000円
副分団長	77,000円
部長	71,000円
班長	43,000円
団員	37,000円

消防団員の出動報酬

区分	支給単位	金額
災害の場合	1回につき	4,200円
訓練の場合	1時間につき	1,000円
警戒の場合	〃	1,000円
その他出動の場合	〃	1,000円

消防団員の退職手当（団員階級での退職の場合）

支給区分	支給額
5年以上在職	200,000円
10年以上在職	264,000円
15年以上在職	334,000円

支給区分	支給額
20年以上在職	409,000円
25年以上在職	519,000円
30年以上在職	689,000円
35年以上在職	789,000円

服務遂行のため、消防団では教育訓練を実施しています。

団員の教育訓練については、例年、消防演習時の部隊訓練、消防操法訓練、総合防災訓練等における救助訓練や水防訓練、火災防御訓練、ポンプ性能試験時におけるポンプ取扱訓練を計画的に実施しています。また、消防学校における教育カリキュラムに階級に応じて受講をすすめています。

## 5 雫石町消防団員数

令和6年4月1日現在、雫石町消防団は254人で、団長をはじめとする各階級の人数は下記のとおりです。(以下、令和6年4月1日現在の人数)

団長	1人
副団長	5人
分団長	8人
副分団長	9人
部長	23人
班長	36人
団員	145人
機能別	27人

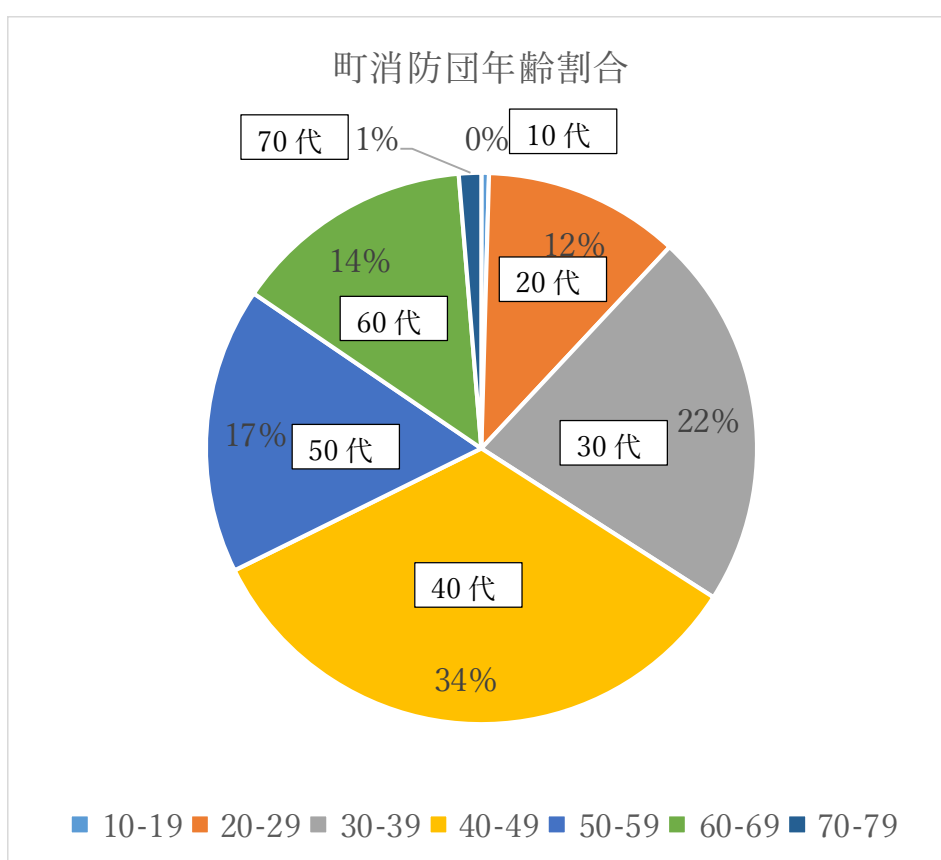
本部、各分団の階級別人数は下記のとおりです。

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	5	4	5	5	1	10	31

	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別	計
第1分団	1	1	4	7	34	10	56
第2分団	1	1	4	8	44	6	64
第3分団	1	1	5	10	23	6	46
第5分団	1	1	5	10	34	5	56

10歳ごとの団員数は下記のとおりです（機能別団員を除く）。

	全体	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第5分団
10-19歳	1					1
20-29歳	26	3	8	4	6	6
30-39歳	50	2	11	15	10	12
40-49歳	76	6	16	19	14	21
50-59歳	38	7	6	10	6	9
60-69歳	32	11	5	10	4	2
70歳以上	3	2	1			



雫石町消防団は、40歳代が3割強を占め、活動の最前線を担っています。50、60歳代も3割を占め、若手への指導や指揮を担っています。今後を担う20、30歳代の割合が40歳代の割合とほぼ同じであるため、20、30歳代の団員確保が急務となっています。

## 6 消防施設の現状

### (1) 消防屯所

消防屯所は17施設、雫石分署と消防団が兼用している防災コミュニティーセンターが1施設あります。

No	所属	場所 (行政区)	年度	建設年月日	請負金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )			用地	
						1階	2階	合計	所有者	面積 (m <sup>2</sup> )
1	第1分団第1部	中町二	S43	昭和43年12月20日	2,998,000 円	171.19		171.19	雫石町	368.18
2	第1分団第2部									
3	第1分団第3部	小岩井	H12	平成13年1月18日	26,061,000 円	126.69		126.69	小岩井農場	※
4	第1分団第4部	東町	S50	昭和50年12月20日	2,500,000 円	49.68		49.68	雫石町	359.86
5	第2分団第1部	片子沢	H28	平成29年1月24日	36,623,417 円	142.01		142.01	雫石町	460.14
6	第2分団第2部	榊沢	H10	平成10年12月15日	25,410,000 円	131.67		131.67	雫石町	777.00
7	第2分団第3部	大村	H8	平成9年3月17日	15,277,846 円	132.49		132.49	雫石町	471.00
8	第2分団第4部	鶯宿	S62	昭和62年12月20日	9,850,000 円	82.81		82.81	雫石町	304.05
9	第3分団第1部	下春木場	H11	平成12年3月14日	26,675,250 円	130.01		130.01	雫石町	813.45
10	第3分団第2部	岩持	H23	平成23年12月7日	18,900,000 円	93.16		93.16	雫石町	794.00
11	第3分団第3部	黒沢	H22	平成22年3月20日	30,436,250 円	169.76		169.76	雫石町	576.00
12	第3分団第4部	南	H14	平成15年2月26日	29,005,200 円	134.43		134.43	雫石町	500.00
13	第3分団第5部	橋場	H5	平成6年3月20日	15,590,080 円	105.99		105.99	雫石町	235.87
14	第5分団第1部	八区	H20	平成20年3月14日	34,266,750 円	210.33		210.33	雫石町	1,638.98
15	第5分団第2部	五区	H22	平成22年12月2日	34,020,000 円	213.44		213.44	雫石町	2,069.00
16	第5分団第3部	篠崎	H30	平成30年12月7日	64,415,224 円	232.59		232.59	雫石町	999.00
17	第5分団第4部	駒木野	H7	平成7年12月8日	19,570,000 円	64.86	69	133.86	雫石町	91.00
18	第5分団第5部	小松	R3	令和3年12月20日	55,896,958 円	113.03		113.03	雫石町	601.49
19	町防災コミュニティーセンター		H5	平成5年5月11日	189,417,000 円	660.41	289.1	949.51	雫石町	2,014.00

第1分団第1部と同第2部を除き、各部に消防屯所が整備されています。コミュニティーセンターとしての機能を担っている施設も一部あります。施設維持費は基本的には町が負担していますが、コミュニティーセンター（公民館・集会所）としての機能を併せている施設は、一部経費を地元住民が負担しています。計画的な更新を図っているものの、耐用年数を経過している施設が複数あり、更新が急務となっています。

## (2) 消防自動車

消防自動車は18台あります。

No.	年度	登録年月日	車名	車両番号	燃料	配置	取得価額(円)	型別	備考
1	H9	H9.9.1	日野	岩手88 す9288	軽	第1分団第1部	23,100,000	I-A	水槽付
2	H25	H26.3.4	日野	岩801 ゆ 1	軽	第1分団第2部	20,895,000	CD-I	
3	H15	H15.10.28	三菱	岩手800さ8647	軽	第1分団第3部	17,068,800	CD-I	
4	R1	R2.2.4	いすゞ	岩手830 ち 14	軽	第1分団第4部	無償	CD-I	積載車
5	H29	H30.1.16	日野	岩手830 つ 21	軽	第2分団第1部	22,680,000	CD-I	
6	H13	H14.1.16	三菱	岩手800さ6174	軽	第2分団第2部	17,115,000	CD-I	
7	H8	H8.11.27	トヨタ	岩手88 す8190	軽	第2分団第3部	11,702,500	BD-I	
8	H22	H22.9.21	いすゞ	岩800 す5345	軽	第2分団第4部	20,632,500	CD-I	
9	H12	H12.12.20	いすゞ	岩手800さ4334	軽	第3分団第1部	23,100,000	CD-II	
10	H10	H10.9.28	トヨタ	岩手800さ 529	軽	第3分団第2部	12,337,500	BD-I	
11	H11	H11.12.6	日野	岩手800さ2520	軽	第3分団第3部	17,220,000	CD-I	
12	H24	H24.12.5	いすゞ	岩手830す 34	軽	第3分団第4部	20,895,000	CD-I	
13	R4	R5.1.25	いすゞ	岩手830 た 35	軽	第3分団第5部	無償	CD-I	積載車
14	H14	H14.12.6	日野	岩手800さ7467	軽	第5分団第1部	23,415,000	CD-II	
15	H10	H10.9.28	トヨタ	岩手800さ 528	軽	第5分団第2部	12,337,500	BD-I	
16	H11	H11.12.6	日野	岩手800さ2521	軽	第5分団第3部	17,220,000	CD-I	
17	H23	H23.12.16	いすゞ	岩800 す 54	軽	第5分団第4部	20,895,000	CD-I	
18	H26	H26.12.15	日野	岩手830 に 55	軽	第5分団第5部	22,032,000	CD-I	

消防自動車は各部に1台ずつ配備され、各部において整備点検を行っています。毎月、車両点検を行っており、常に緊急事態に備えています。第1分団第1部のみが水槽車で、概ねポンプ車が配備されています。近年は総務省から無償貸与という形で車両を提供されることがあります。

### 消防車両の種類

車両	特徴
水槽付ポンプ車	車両に水槽が積載されており、一定の水を蓄えて現場に行くことができる。ポンプにより、消火するためのホースを2系統出すことができる。
ポンプ車	ポンプにより消火するためのホースを2系統出すことができる。水槽は積載していない。
積載車	小型可搬ポンプを積載している。ポンプを取り外して移動することができる。消火するためのホースは1系統出すことができる。一般的にはトラックを改造した積載車。他にもピックアップトラックや軽自動車の改造車があり、様々な種類がある。

水槽付消防自動車の型式区分

水槽容量	ホースカー有無
I : 1,500L 以上 2,000L 未満	A : ホースカーなし
II : 2,000L 以上	B : ホースカー有り

※ホースカー  
消火ホースを載せて運搬するリヤカー

消防自動車の型式区分

車体形状	座席配置	ホイールベース
B : ポンネット型 (エンジンが座席前)	S: シングルキャブ (座席が1列)	I : 2 m以上
C : キャブオーバー (エンジンが座席下)	D : ダブルキャブ (座席が2列)	II : 3 m以上



BD- I (2-3)

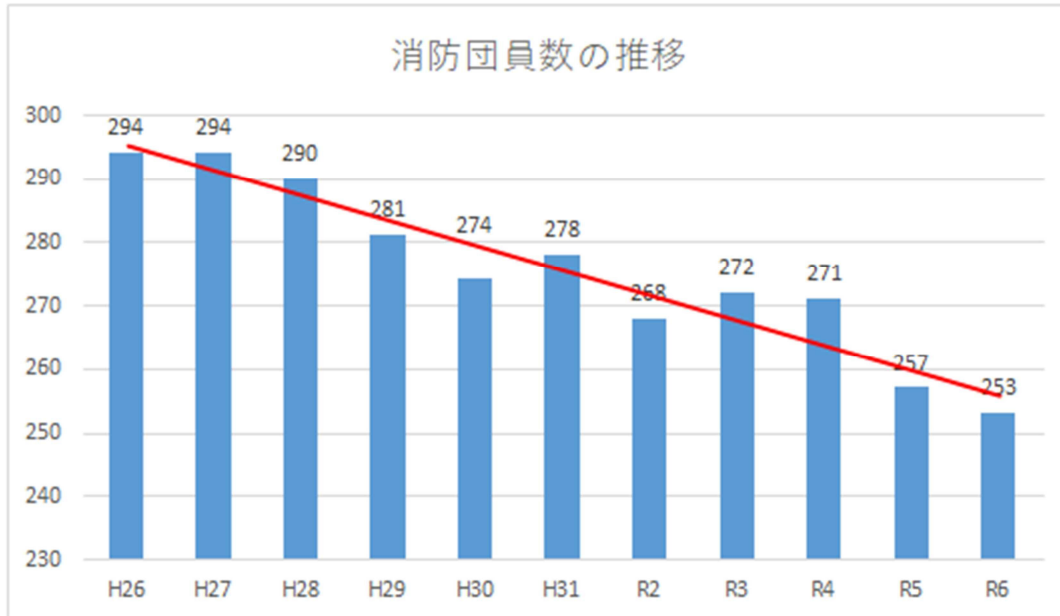


CD- I (2-4)

## 第4章 消防団を取り巻く課題

### 1 団員数の減少

雫石町消防団の団員数は、平成26（2014）年は294人で、10年後の令和6（2024）年には253人（機能別団員27人含む）となっており、年々団員数が減少しています。町全体の人口が減少していくため、令和17（2035）年には、最少人員（後述）6人を下回る部が発生する恐れがあります。



雫石町の人口は、令和17（2035）年には11,668人となる推計です。令和6（2024）年の消防団の各年代割合は次のとおりで、概ね各年代3%前後となっています。

総人口 年齢	総人口		R17人口推計 社人研データより	R6消防団員 (基本団員)		人口比	
	H26	R6		R6総人口			
0-9	1,166	836	492	836			
10-19	1,506	1,143	756	1,143			
20-29	1,493	901	669	901	1	0%	
30-39	1,841	1,277	649	1,277	26	3%	
40-49	2,003	1,796	1,022	1,796	50	4%	
50-59	2,515	1,927	1,601	1,927	76	4%	
60-69	2,965	2,439	1,904	2,439	38	2%	
70-79	2,316	2,668	2,015	2,668	32	1%	
80-89	1,519	1,636	1,995	1,636	3	0%	
90-99	306	524	565	524	0	0%	
100-	6	11		11			
	17,636	15,158	11,668	15,158	226		

単位：人

令和17（2035）年の各分団員数は、人口推計に各年代割合を乗じて次のように推計されます。

	全体	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第5分団
20-29	19	2	5	3	4	4
30-39	25	1	6	8	5	6
40-49	43	3	9	11	8	12
50-59	32	6	5	8	5	7
60-69	25	8	4	8	3	2
70-79	2	2	1	0	0	0
	146	22	30	38	25	31

上記を現状の各部ごとに振り分けると次のとおりとなります。

部名	人数	部名	人数	部名	人数	部名	人数
1-1	12	2-1	10	3-1	7	5-1	8
1-2	8	2-2	7	3-2	5	5-2	7
1-3	6	2-3	9	3-3	3	5-3	4
1-4	4	2-4	12	3-4	5	5-4	6
				3-5	5	5-5	6

大規模災害時には、多くの人員が必要となりますが、令和17（2035）年には最少人員を下回ると思われる部が発生することが予想されます。最少人員を下回る部は、災害の際に出動できる人員数が集合できない可能性があるとともに、予防広報や施設点検など、非常時以外の活動の際にも特定の団員に負担がかかる恐れがあります。

最少人員：零石町消防団の手引き（R6.4改訂）により、通常の火災について「出動は3人以上」となっていますが、各部で出動人員3人が常にいる状態ではないため、各部で出動人員の倍の人数が所属している状態を最少人員と設定します。よって、本ビジョンでの最少人員を3人×2＝6人とします。

出動時の3人は、

1.安全管理、2.ポンプ操作、3.ホース延長と筒先を担います。

大規模災害時は、この3人を1日3交代をしていくことが理想です。

町全体が人口減少していく中で、消防団員数の減少も避けられない状況と予想されます。現状は40歳代が約3割の消防団員数を占めますが、10年後には50歳代となるため、下の世代への技術や伝統の引き継ぎが必要となります。次の世代である30歳代と20歳代は合わせて約3割であるため、さらなる20歳代と30歳代の団員確保が必要となります。

## 2 施設の老朽化

消防団に配備されている施設（屯所、消防自動車等）は、定期的に更新してはいますが、特に屯所の建替えや消防自動車の更新には多額の費用が発生します。現状、18部あるため、1年に1部ずつ更新しても18年かかり、一巡すると直ぐに二巡目の更新を行わなければいけません。各施設の点検や修繕を適切に行うことで長寿命化を図っていますが、抜本的な解決には至っておらず、資材費や人件費の高騰により施設更新にかかる経費が増大している中、施設の有り方を検討する必要があります。

	種別	場所 (行政区)	構造	耐用年数	建設年月日 取得年	経過年数																
						R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17					
						2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035					
第一分団	第一分団 第1部、 第2部	屯所	中町二	鉄骨造	50	1968/12/20 旧耐震基準	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67				
	第一分団 第1部	車両		I-A	10	H9	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38				
	第一分団 第2部	車両		CD-I	10	H25	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22				
	第一分団 第3部	屯所	小岩井	木造	35	2001/1/18 新耐震基準	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34				
		車両		CD-II	10	H15	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
	第一分団 第4部	屯所	東町	木造	35	1975/12/20 旧耐震基準	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60				
車両			積載	10	R1	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16					
第二分団	第二分団 第1部	屯所	片子沢	木造	35	2017/1/24 新耐震基準	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
		車両		CD-I	10	H29	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
	第二分団 第2部	屯所	榎沢	木造	35	1998/12/15 新耐震基準	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
		車両		CD-I	10	H13	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34				
	第二分団 第3部	屯所	大村	木造	35	1997/3/17 新耐震基準	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38				
		車両		BD-I	10	H8	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39				
	第二分団 第4部	屯所	鶯宿	木造	35	1987/12/20 新耐震基準	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48				
		車両		CD-I	10	H22	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
第三分団	第三分団 第1部	屯所	下春木場	木造	35	2000/3/14 新耐震基準	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35				
		車両		CD-II	10	H12	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35				
	第三分団 第2部	屯所	岩持	木造	35	2011/12/7 新耐震基準	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24				
		車両		BD-I	10	H10	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
	第三分団 第3部	コミセン	黒沢	木造	35	2010/3/20 新耐震基準	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
		車両		CD-I	10	H11	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36				
	第三分団 第4部	屯所	南	木造	35	2003/2/26 新耐震基準	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
		車両		CD-I	10	H24	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				
	第三分団 第5部	コミセン	橋場	木造	35	1994/3/20 新耐震基準	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41				
		車両		積載	10	R4	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13				
第五分団	第五分団 第1部	コミセン	八区	木造	35	2008/3/14 新耐震基準	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27				
		車両		CD-II	10	H14	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33				
	第五分団 第2部	コミセン	五区	木造	35	2010/12/2 新耐震基準	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
		車両		BD-I	10	H10	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
	第五分団 第3部	コミセン	篠崎	木造	35	2018/12/7 新耐震基準	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
		車両		CD-I	10	H11	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36				
	第五分団 第4部	屯所	駒木野	木造	35	1995/12/8 新耐震基準	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40				
		車両		CD-I	10	H23	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24				
	第五分団 第5部	屯所	小松	木造	35	2021/12/20 新耐震基準	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
		車両		CD-I	10	H26	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21				

屯所や消防自動車の他、小型ポンプや防火衣、雨衣など、団員の安全用装備も定期的に更新していく必要があります。特に、防火衣や雨衣は不十分のまま出動すると団員の安全を確保できないため、最優先で装備を整える必要があります。

### 3 多発する自然災害

消防団は、日々の啓発活動やパトロールを行いつつ、災害時は、消火活動や避難誘導、救助活動を行い、地域のリーダーとしての対応が求められることがあります。災害時は特に、自己の安全確保を確実に行った上での活動ができる体制づくりが重要となります。

#### (1) 大雨災害

全国的に大雨による被害が多発しています。線状降水帯が発生することで、同じ場所に数時間にわたり大雨が降り続け、甚大な被害をもたらします。主に土砂災害や洪水による被害が発生します。雫石町でも、平成25（2016）年に大雨災害が発生し、甚大な被害が発生しました。

#### (2) 火災災害

火災は建物以外にも林野火災も含まれます。雫石町は土地の約7割が山林となっているため、林野火災が発生しないよう広報活動を継続するとともに、発生した場合の体制づくりが必要です。

#### (3) 地震災害、火山災害

平成23（2011）年の東日本大震災や令和6（2024）年の能登半島地震など、近年は大規模な地震による被害が発生しており、南海トラフや日本海溝・千島海溝周辺海溝型などの巨大地震も想定されます。また、岩手山や秋田駒ヶ岳の火山活動もみられるようになり、危機意識を高めていく必要があります。大規模地震発生時は、消防団は常備消防と連携して救助活動を行う、噴火発生時には避難誘導を行うなど、自己の安全を確保した上での活動ができるよう体制づくりが必要です。

## 第5章 消防団の将来像

消防団は、火災対応だけでなく、多発する災害に対し、防災・減災の役割も求められており、消防団のニーズは増えていますが、一方では担い手の不足と施設老朽化の課題があり、今までどおりの団の規模を維持していくことは難しい状況にあります。そういった状況の中でも、消防団は地域防災力の中核であり、欠くことのできない存在として、組織と機能を存続させていかななくてはなりません。

雫石町総合計画に掲げられた「みんながつながって安全に住めるまち」を目指し、住民の安心と安全を将来にわたって守っていくため、消防団の将来像を次のとおりとします。

### 【将来像】

『消防団とその家族がやりがいと誇りを持ち、  
将来にわたり持続可能な消防団』

持続可能な消防団としていくため、ソフト面とハード面、両方の対策が必要となります。特にソフト面については、住民に消防団の活動を更に理解してもらうとともに、身近に消防団を感じてもらえるような取り組みが必要です。住民の消防団ファンを増やし、その中から消防団員として役割を担ってもらえる人が継続的に生まれる循環を作り出していく必要があります。そのためにも、まずは現職の団員とその家族が消防団活動にやりがいと誇りを持ってもらえるようになる必要があります。身近なところから消防団ファンを増やし、消防団入団のハードルを低くしていきつつ、消防団に入ってよかったと思われるような活動を展開し、退団の抑制も図ります。

ハード面については、計画的な施設整備となるよう、更新計画を立て、団員の安全を最優先に施設整備を進めます。

また、本ビジョンにおいて、消防団の役割を、

- ・ 常備消防と連携した消火活動と火災予防活動の実施
- ・ 地域防災リーダーとして、地域に密着した防災活動の実施

とします。

上記消防団の役割を前提に、将来像の実現を図っていきます。

## 第6章 将来像を実現するための取り組み

令和17（2035）年までに、将来像を実現するため、次の項目に取り組みます。

【将来像】

『消防団とその家族がやりがいと誇りを持ち、  
将来にわたり持続可能な消防団』

取り組み方針	取り組み	具体策
団員の確保と 団組織の運営	団員確保の 取り組み	団員の勧誘活動と協力企業への働きかけの継続
		行事見直しによる団員負担の軽減
		消防団活動の広報強化
		団員支援の実施
		継続した報酬見直し
	持続可能な 組織体制	部の統合と班体制の整備
		コミュニティとしての消防団の維持
		時代に合った部隊設置の検討
		団本部の体制の整備
		相談の体制の整備
団員の消防技術、 地域防災力の 向上	消防技術の 向上	実践的な訓練の実施
		団員研修の充実
	地域防災力の 向上	団員の防災研修の実施
		地域防災拠点機能の発揮
消防施設等の 計画的な整備	屯所整備方針	
	車両整備方針	
	装備品整備方針	

## 取り組み方針1 団員の確保と団組織の運営

### 取り組み1 団員確保の取り組み

団員数が減少していく中、各年代において団員を確保していくことが団の維持に必要です。年代に応じた確保策を実施していくことで、特定の年代に偏らない消防団になっていきます。

#### 【具体策】

#### ・団員の勧誘活動と協力企業への働きかけの継続

団員の入団のきっかけは、知り合いから誘われたことが大半を占めるため、個人の繋がりからの勧誘活動を継続していきます。また、団員活動には企業の協力が不可欠であるため、関係資格の補助制度の周知も含めて消防団活動の広報を継続していきます。

#### ・行事の見直しによる団員負担の軽減

消防行事については、団員負担の軽減を図りながら団としての規律と伝統を後世に繋いでいくことができるよう、行事の見直しを図っていきます。

具体的には、消防演習の開催方法の見直し（消防フェスティバルに移行）、消防操法大会の代表隊選考方式化、団主催の懇親会の開催方法を見直すなど、団員負担軽減に繋がる改革を行い、団員が家族と過ごす時間を確保できるよう、行事の見直しを図っていきます。

#### ・消防団活動の広報強化

住民の消防団に対する理解を深めるため、火災予防広報を継続しつつ、新たな消防団の活動PRを強力に進めていきます。各種イベントへの消防団の参加を継続するとともに、活動PRと団員確保に向けて対象に応じた広報策を展開します。

対象	対策
児童生徒	教育委員会と連携して学校の防災学習に消防団が参加することで、未来の消防団員にPRすることができます。学校教育の目的と消防団の目的を合致させて活動を展開していきます。
親子層	消防演習の在り方を見直した住民参加型の「消防フェスティバル」等を開催し、体験イベントを通じて消防に触れ合う機会を作り、親世代に消防活動をPRしていきます。
自治会など	各自治会の防災訓練等に消防団も参加することで、地元消防団のPRを行い、地元での消防団員の発掘協力を促すとともに、顔の見える関係を構築しておくことで、災害時のスムーズな支援体制を整えます。

#### ・団員支援の実施

団員にはさまざまな支援策を実施しています。団員だけが加入できる福祉共済や火災共済、個人年金、マイカー共済制度等の仕組みを継続していくとともに、自治会への団員確保奨励金の継続、飲食店の消防団応援の店制度を継続してきます。また、新入団員は消防活動のために着替え等の衣類を揃える必要があるため、入団一時金制度を作り、迅速な出動態勢を取ることができるよう支援します。車両免許取得の補助は継続し、その他の関係資格の取得補助制度も検討します。

#### ・継続した報酬の見直し

団員活動の基本となる団員報酬について、近隣市町や国の動向を注視しながら、適正な団員報酬への見直しを継続し、団員のモチベーションを高め、金額的な理由による退団の抑制を図ります。

## 取り組み方針1 団員の確保と団組織の運営

### 取り組み2 持続可能な組織体制

団員数の確保対策を行っていくものの、大幅な団員数の増は見込まれないため、各部の消防力の低下が想定されます。持続可能な組織としていくため、組織体制の見直しを図るとともに、コミュニティ機能の向上と新たな部隊の検討を行います。

#### 【具体策】

##### ・部の統合と班体制の整備

令和17(2035)年には、最少人員を下回る部が発生することが想定されます。そこで、部の最少人員を確保して消防力の向上を図り、持続可能な組織としていくため、部の統合と班体制を整備していきます。

新たな消防団の組織体制として、次の方針により整備を進めます。

方針1	雫石分署を中心とした半径6km以遠の屯所は迅速な火災初期対応のために維持するが、旧小学校区単位での班体制に移行する
方針2	雫石分署を中心とした半径6km以内の部(屯所)の内、推計団員数が最低人員を下回る部は近隣の部と統合(統合は旧小学校区内を基本とし、河川や主要道路等の地形を加味した統合をする)
方針3	統合の時期は、施設・車両の更新の時期に合わせ、統合に関連する分団と協議の上進める

本ビジョンでは、分署隊の現場到着が地元消防団の現場到着より早いまたは同等と想定される範囲を、分署から半径6km範囲(時速60km/hでおよそ10分強)と仮定します。

火災が発生した際は、常備消防である雫石分署隊が先行して出動します。迅速な火災初期対応の体制を整えるため、分署から半径6km以遠の屯所は機能を維持しつつ、人員は柔軟な体制をとるために旧小学校区内での班体制に移行します。

分署から半径6km以内の範囲は、分署隊を含めて複数部隊による初期からの消火対応が可能です。よって、最低人員が確保できるかどうかを統合基準とし、旧小学校区内で、かつ、大雨災害等を想定して河川等の地理的条件を加味した部の統合を図ります。

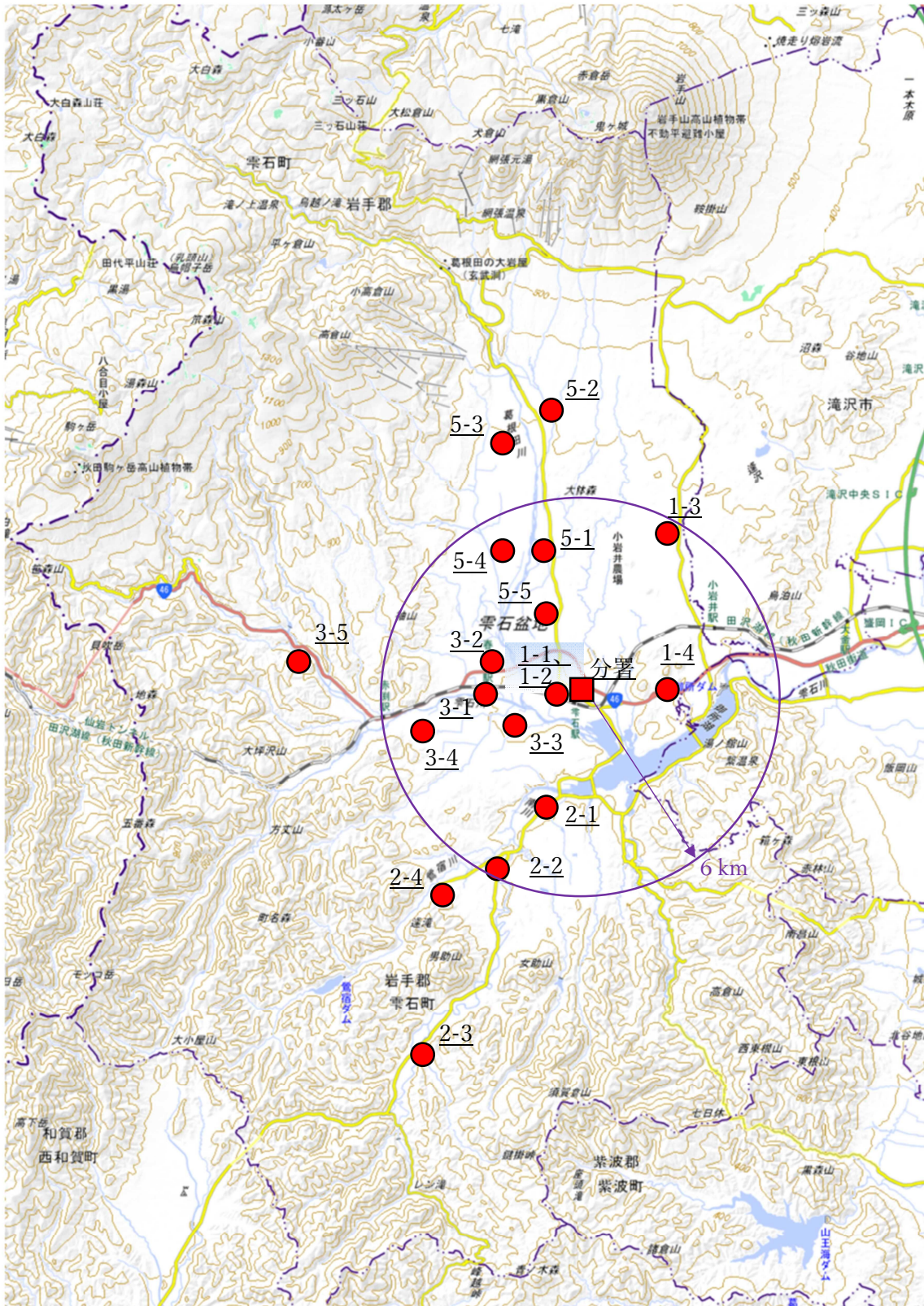
上記により部統合する場合、統合時期は施設や車両の更新時期と合わせて統合することとしながら、関連する分団と協議して進め、計画的な統合を図ります。

また、部統合により、各分団においては副分団長を計2人以内とし、分団の運営安定化を図ります。

消防屯所位置図

地理院地図

GSI Maps



方針を踏まえた具体的な統合案は次のとおりです。

部名	人数	部名	人数	部名	人数	部名	人数
1-1	12	2-1	10	3-1	7	5-1	8
1-2	8	2-2	7	3-2	5	5-2	7
1-3	6	2-3	9	3-3	3	5-3	4
1-4	4	2-4	12	3-4	5	5-4	6
				3-5	5	5-5	6

再掲：令和 17（2035）年 各部推計団員数

対象部	統合案	条件
1-4（東町）	1-3 と統合	1-4 屯所は耐用年数を超過している。1-3 屯所に統合した場合、管轄区域における立地が悪いため、新たな屯所の設置が必要。屯所位置の検討を行い、用地の確保が必要となる。
2-3（大村）	存続	分署から 6 km 以遠、かつ、旧小学校区条件により単独存続。
2-4（鶯宿）	2-2 の班に移行	鶯宿屯所は存続するが、旧小学校区条件により 2-2（柘沢）と統合・班体制に移行する。
3-2（岩持）	3-1 と統合	統合の時期、場所は分団との協議が必要。
3-3（黒沢）	3-4 に統合	管轄区域における立地が悪いため、新たな屯所の設置が必要。屯所位置の検討を行い、用地の確保が必要となる。
3-5（橋場）	存続	分署から 6 km 以遠、かつ、旧小学校区条件により単独存続。
5-2（五区）	5-1 の班に移行	分署から 6 km 以遠なので施設は存続するが、旧小学校区条件により 5-1（八区）と統合・班体制に移行する。
5-3（篠崎）	5-4 の班に移行	分署から 6 km 以遠なので施設は存続するが、旧小学校区条件により 5-4（駒木野）と統合・班体制に移行する。

### **・コミュニティとしての消防団の維持**

消防団は、自治会のくくりを越えた一定の地区のあらゆる年代の人材で構成される特性があります。消防団活動は人との繋がりが重要であるため、この特性をより強化していきます。部や複数部での訓練・点検実施などを奨励します。

### **・時代に合った部隊の設置**

人口減少と多発する災害に対応するため、消防団の補助組織として活動する新たな部隊の設置を検討します。小規模な災害に迅速に対応する役場消防団や、広報や防災学習等の予防活動を行う広報隊、安全な消防団活動のための偵察や記録を行う情報隊の設置が想定されます。ニーズを調査し、出動する条件や活動の範囲等、性別に関わらず、あらゆる人材が活躍できる運用規則を十分に検討していく必要があります。先進事例の調査研究を引き続き行い、必要な部隊の設置を検討します。

### **・団本部の体制の整備**

消防団本部は、施設や消火にかかる装備を持たないものの、各分団の幹部経験者やラッパ隊が所属しており、その経験とマンパワーを効果的に運用していく必要があります。団全体の人数の減少が想定されるため、それに合わせて本部の体制も検討していく必要があります。本部の役職や役割について、効果的な運用方法を団と一緒に検討します。

### **・相談の体制の整備**

消防団活動において、ハラスメントは団員が退団するきっかけになるだけでなく、消防団としての評判を下げることとなります。あらゆるハラスメントは許さない体制を消防団が作っていく必要があります。ハラスメント防止の研修を行っていくとともに、ハラスメントが発生した場合の相談窓口を役場防災課内に設置します。必要に応じて関係機関と協議を行いながら処分も含めた対応を行っていきます。

## 取り組み方針2 団員の消防技術、地域防災力の向上

### 取り組み1 消防技術の向上

団員には、消防団に所属し活動するやりがいを持ってもらい、モチベーションを高めることが重要であり、消防技術を向上させることは消防団活動の基本であるとともにやりがいの醸成に繋がります。また、技術の向上と合わせて知識の習得も図ります。

#### 【具体策】

#### ・実践的な訓練の実施

訓練により消防技術の向上を図ることは消防団員としての活動の基本であり、より実践的な訓練を行うことで自己効力感を高め、実際の現場で自信を持って安全・確実・迅速に行動することができます。実際の火災現場を想定した火災防御訓練を継続・発展させ、大規模な林野火災にも対応できるような訓練を実施します。現場での給水・送水を効率的に安全に行うために消防操法競技会が一定の役割を担っていましたが、競技性を排除した操法の訓練会を行い、自分の部以外の消防自動車にも触れる機会を作り、機械器具操作技術の平準化を図ります。

また、火災現場には消防団員であることを識別するために活動服で出動することを推奨し、火元へは防火衣や安全靴、ヘルメットの着用なしに近づかないよう、団員の安全確保を徹底します。

#### ・団員研修の充実

団員の消防研修の機会を積極的に作り、知識の向上を図ります。県消防学校で開催される研修会への参加に加え、内部研修も実施していきます。分署員を講師に、火災についての学び直しを行います。また、火災対応だけでなく、防火管理や組織マネジメントについても学ぶ機会を設けます。

## 取り組み方針2 団員の消防技術、地域防災力の向上

### 取り組み2 地域防災力の向上

消防団は、地域防災リーダーとして防災についての技術向上を図っていく必要があります。有事の際は、まずは自己と家族の安全を確保し、それから消防団として活動することが求められます。

#### 【具体策】

#### ・団員の防災研修の実施

町に起こりうる災害は大雨や地震、火山と多くの災害が想定されます。それぞれの災害について、一般的な知識の習得とそれに対する防災・減災の方法を協議し、いざという時に迅速に安全に行動できるよう研修を実施します。発災時、多くの場合は、住民の命を守るための避難誘導が主な活動となるため、火山や土砂災害発生を想定した避難誘導にかかる手引きを作成し、共有することで有事に備えます。

#### ・地域防災拠点機能の発揮

屯所は消防団の非常用設備があることから地域の防災拠点となり得るため、地域住民が屯所に気軽に訪れることができる機会を作ります。地元自主防災会と連携することで、屯所を地域の防災センターとする運用方法も検討します。

### 取り組み方針3 消防施設等の計画的な整備

#### 取り組み1 屯所整備方針

消防活動の拠点となる屯所、現場での活動に必要な消防車両、団員の安全を確保する装備品等の消防施設の整備は、財政状況を鑑みながら計画的に進める必要があります。

屯所の整備は、消防活動の拠点として必要です。部の統合再編の状況と合わせて進めて行くとともに、更新する際は過大な施設とならないよう、近隣施設との役割を明確にし、また、女性にも配慮した設備を整え、メンテナンスしやすく省エネ型の建築物としていきます。以上のことを踏まえ屯所の整備の基準を次のとおりとします。

整備基準 1	木造 45 年（耐用年数 35 年）、鉄骨造 60 年（耐用年数 50 年）で他施設の更新状況を鑑みて更新
整備基準 2	更新は近隣公民館との機能のすみ分けを図る 新たなコミュニティ消防センターの建設はしないこととし、公民館と消防施設の役割を明確にする 車庫及びホース乾燥塔以外の機能は公民館を利用を前提
整備基準 3	建替えの場合、環境に配慮した必要最小限の設備とする 車庫、物置、トイレ、待機所、ホース乾燥塔

### 取り組み方針3 消防施設等の計画的な整備

#### 取り組み2 車両整備方針

消防自動車は、各所で定期的に点検を行い、有事の際の出動に常に備えています。配備から年数が経過すると経年劣化による突然の故障が発生する可能性が高まります。現場での活動に支障をきたすことがないように、消防自動車は計画的に更新していきます。更新にあたっては、部の位置にあった車両を配備し、経費削減を図るとともに、柔軟な消火活動に対応できるように整備していきます。以上のことを踏まえ車両の整備の基準を次のとおりとします。

整備基準 1	車両は登録から 25 年又は 20 万 km で更新
整備基準 2	各分団主要部はポンプ車を、他部へは積載車の配備を検討する なお、積載車の車種については、その都度協議することとし、国の無償貸付による配備が可能な場合には、その仕様の車種を導入する
整備基準 3	車両改造と装備は通常が必要装備とする

以上の屯所と車両整備方針を踏まえ、統合した整備年次方針は次のとおりです。

屯所・車両整備年次方針

表中、各施設の R7 列より右の数字は経過年数

所属	種別	場所 (行政区)	構造	耐用 年数	建設年月日 取得年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	
						2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	
第一分団	第一分団 第1部	屯所	中町二	鉄骨造	50	1968/12/20 旧耐震基準	57	58	59	60	61	62	63	設計	建設	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	第一分団 第1部	車両		I-A	10	H9	28	29	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	第一分団 第2部	車両		CD-I	10	H25	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	第一分団 第3部	屯所	小岩井	木造	35	2001/1/18 新耐震基準	24	25	統合	27	譲渡等																				
	第一分団 第3部	車両			CD-II	10	H15	22	23	24	25	譲渡等																			
	第一分団 第4部	屯所	東町	木造	35	1975/12/20 旧耐震基準	50	設計	建設	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第一分団 第4部	車両			横載	10	R1	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5
第二分団	第二分団 第1部	屯所	片子沢	木造	35	2017/1/24 新耐震基準	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	第二分団 第1部	車両		CD-I	10	H29	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5	6	7
	第二分団 第2部	屯所	樹沢	木造	35	1998/12/15 新耐震基準	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	更新	2	3
	第二分団 第2部	車両		CD-I	10	H13	24	25	26	27	28	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	第二分団 第3部	屯所	大村	木造	35	1997/3/17 新耐震基準	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	設計	更新	2	3	4
	第二分団 第3部	車両			BD-I	10	H8	29	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第二分団 第4部	屯所	鶯宿	木造	35	1987/12/20 新耐震基準	38	39	40	41	42	43	44	45	46	設計	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
第二分団 第4部	車両			CD-I	10	H22	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
第三分団	第三分団 第1部	屯所	下春木場	木造	35	2000/3/14 新耐震基準	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	統合				解体
	第三分団 第1部	車両		CD-II	10	H12	25	26	27	28	更新	統合	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	第三分団 第2部	屯所	岩持	木造	35	2011/12/7 新耐震基準	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	第三分団 第2部	車両		BD-I	10	H10	27	28	29	統合	班体制	→																			
	第三分団 第3部	コミ セン	黒沢	木造	35	2010/3/20 新耐震基準	15	16	17	班体制	→	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
	第三分団 第3部	車両			CD-I	10	H11	26	27	28	班体制	→	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
第三分団 第4部	屯所	南	木造	35	2003/2/26 新耐震基準	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
第三分団 第4部	車両			CD-I	10	H24	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第三分団 第5部	コミ セン	橋場	木造	35	1994/3/20 新耐震基準	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	設計	更新	2	3	4	5	6	7	8	
第三分団 第5部	車両			横載	10	R4	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	更新
第五分団	第五分団 第1部	コミ セン	八区	木造	35	2008/3/14 新耐震基準	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
	第五分団 第1部	車両		CD-II	10	H14	23	24	25	26	27	28	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	第五分団 第2部	コミ セン	五区	木造	35	2010/12/2 新耐震基準	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
	第五分団 第2部	車両		BD-I	10	H10	27	28	更新	2	3	4	5	6	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	更新	2	3	4
	第五分団 第3部	コミ セン	篠崎	木造	35	2018/12/7 新耐震基準	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	第五分団 第3部	車両			CD-I	10	H11	26	27	28	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第五分団 第4部	屯所	駒木野	木造	35	1995/12/8 新耐震基準	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	設計	更新	4	5	6	7	8	
第五分団 第4部	車両			CD-I	10	H23	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第五分団 第5部	屯所	小松	木造	35	2021/12/20 新耐震基準	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
第五分団 第5部	車両			CD-I	10	H26	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10
更新計画						屯所	1-4 設計	1-4 建設					1-1 設計	1-1 建設	2-4 設計	2-4 更新							3-5 設計	3-5 更新	5-4 設計	5-4 更新	2-3 設計	2-3 更新	2-2 設計	2-2 更新	3-1 解体
更新計画						車両	2-3 更新	1-1 更新	5-2 更新	5-3 更新	3-1 更新	2-2 更新	5-1 更新					2-4 更新	5-4 更新	3-4 更新	1-2 更新	5-5 更新			2-1 更新	1-4 更新	5-2 更新			3-5 更新	

### 取り組み方針3 消防施設等の計画的な整備

#### 取り組み3 装備品整備方針

消防庁が定める「消防団の装備の基準」に基づく装備品は多岐に渡り、また、消防団のニーズが増えるにつれて必要とされる装備が年々増加しています。主な装備である防火衣や雨衣は各部に計画的に予算の範囲内で配備していますが、必要数の配備にはまだ至っておらず、新規配備と同時に配備済みの装備の更新を図っている状態です。

装備品については、活動時にお互いの位置が分かりやすくなるよう目立つ色の物への変更を基本に、防寒装備や雨衣、長靴手袋、耐切創用装備等の団員の安全を確保する物品の配備と計画的な更新を行います。

各部や分団に配備している小型ポンプや発電機、投光器等の防災設備の更新も定期的に図っていきます。